

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 池袋地区協会 会則

施行 平成24年7月 2日

改正 平成27年5月13日

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会 池袋地区協会会則を次のとおり定める。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会池袋地区協会（以下「地区協会という」）と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を東京都港区内に置く。

(組 織)

第3条 この会は、原則としてこの会の事業区域（豊島区、北区、板橋区、練馬区および中野区・足立区の一部等）における会員をもって組織する。

2. この会の、統合・廃止及び名称は、地区協会理事会の議決を得たうえ、東京支部理事会の議決で定める。

(目 的)

第4条 この会は、定款に基づき情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体または個人とする。

(会 費)

第7条 会員は別に定める規則により会費を納入するものとする。

(入会及び退会)

第8条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2. この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第3章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第8条 この会は、第4条(目的)及び第5条(事業)の範囲において理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(役職と選任)

第10条 地区協会に、次の役職を置く。

- (1) 地区協会理事 50名以内
- (2) 地区協会監事 2名以内
2. 地区協会理事のうち1名を地区協会会長、2名以内を地区協会副会長、15名以内を地区協会常任理事とする。
3. 地区協会理事及び地区協会監事(以下「地区協会理事等」という)は、地区協会理事会において選任する。
4. 地区協会会長・副会長及び地区協会常任理事は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会理事等の職務)

第11条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

2. 地区協会副会長は地区協会会長を補佐し、地区協会会長に事故あるとき、または地区協会会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。
4. 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第12条 地区協会理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 地区協会理事等は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第13条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、または地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会理事会の議決により、解任することができる。

(地区協会顧問)

第14条 この会に地区協会顧問を置くことができる。

2. 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。
3. 地区協会顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 地区協会会長の相談に応じること。
 - (2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること。

第4章 会 議

第15条 会議は地区協会理事会及び地区協会常任理事会とする。

(地区協会理事会の構成及び機能)

第16条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。

2. 地区協会理事会は、次の事項について理事会が定める経営の基本方針の範囲内で議決する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 地区協会役員の選任
 - (4) その他地区協会の運営及び事業活動に関する重要事項
3. 地区協会理事会は、毎年1回及び会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

第17条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席をもって開催する。

2. 地区協会理事会の議長は、出席理事の互選による。
3. 地区協会理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。
4. やむを得ない理由のため、会議に出席できない地区協会理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面または電磁的記録をもって表決、または会議に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。
5. 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
6. 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。
7. 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面または電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。
この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって出席者とみなす。

(議事録)

第18条 地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成する。

2. 議事録は、出席した地区協会理事のうち選出された議事録署名人2名が議長とともに署名する。

(地区協会常任理事会の構成及び機能)

第19条 地区協会常任理事会は、地区協会常任理事をもって構成する。

2. 地区協会会長は、地区協会理事会に諮るべき事項及び地区協会の運営及び事業活動に関する事項等について、常任理事会を開催し協議する。
3. 地区協会常任理事会の議長は、会長とする。
4. 簡易な議決及び緊急を要するときは、書面または電話連絡により協議することができる。

(地区協会監事の会議への出席)

第20条 地区協会監事は、地区協会理事会及び地区協会常任理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

第5章 地区協会の会計

(会計)

第21条 地区協会の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2. 地区協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 地区協会の事務局

(事務局)

第22条 この会の事務を処理するため事務局を置き次の職員を配置する。

(1) 地区協会事務局長 1名

(2) 事務職員 若干名

2. 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。
3. 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第7章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第23条 この会則は、定款、規定等の範囲において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第24条 地区協会に、事業運営のため必要な専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する規定は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

付 則

1. この会則は、平成24年7月2日から施行する。

会 費 規 則

施行 平成24年7月2日

1. 会則第7条の会費は、この規則の定めるところによる。
2. 会費は次のとおりとする。
6,000円
3. 会費は年1回払いとする。
4. 年度途中の入会者の会費は、月割計算とする。
5. 年度途中退会者の既納の会費は返還しない。
6. この規則の改廃は地区協会理事会の議決を要する。
7. この規則は平成24年7月2日から実施する。